

○三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会条例

平成28年12月6日三浦市条例第21号

三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会条例

(設置)

第1条 三浦市公共下水道事業の一部について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「法」という。)に基づき民間事業者に対し公共施設等運営権を設定すること等(以下「対象事業」という。)に関し、調査及び審議を行うため、三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、対象事業に係る市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行うほか、市長に意見を述べることができる。

- (1) 法第18条第1項に規定する実施方針を定めること。
- (2) 法第7条の規定に基づき特定事業を選定すること。
- (3) 法第8条第1項の規定に基づき民間事業者を選定すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者及び市の職員から市長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する所掌事項に係る調査及び審議が終了するまでの期間とする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 委員は、公平性及び客観性に留意して調査及び審議を行うものとする。

5 対象事業に利害関係を有する者は、委員となることができない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、調査及び審議を行うに当たり、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年三浦市条例第14号)の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例により最初に招集される審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和元年12月13日三浦市条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長がした処分その他の行為(以下「処分等」という。)のうちこの条例の施行の際現にその効力を有する処分等で、施行日以後において公共下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者の権限を行う市長」という。)の権限に属することとなる事務(以下「管理者の事務」という。)に係るもの又はこの条例の施行の際現に市長に対してされている申請その他の行為(以下「申請等」という。)で、管理者の事務に係るものは、施行日以後においては、管理者の権限を行う市長がした処分等又は管理者の権限を行う市長に対してされた申請等とみなす。

3 市長に対して届出その他の手続をしなければならない事項のうち施行日前にその手続がされていないもので、管理者の事務に係るものについては、施行日以後においては、管理者の権限を行う市長に対してその手続がされていないものとみなす。